

後期第7問

- (1) Xは、自己の税務申告等に関し、税理士であるNとの間で顧問契約を締結していた。
- (2) Nは、Xを含む顧問先からの税理士顧問料、相談料、税務代理報酬等の取立てを、集金事務代行会社であるA株式会社(以下、単に「A」という。)に委託し、同社は、各顧問先の預金口座から自動引き落としの形で顧問料等を集金した上、これを一括してNが指定した預金口座に振込入金していた。
- (3) Xも自己の預金口座からの自動引き落としの方法で月々の顧問料を支払っていたが、平成7年2月ころ、上記口座に残高がなかったため、自動引き落としの方法による支払が不能となった。
- (4) Aでは、一度取立不能になった口座からは取立てをしない扱いとなっていたため、Nは、Xと相談の上、Aに対し、Xの取引口座であるS銀行K支店のX名義の普通預金口座から顧問料を引き落とししてNが指定する預金口座へ振り込むよう依頼したが、その際、Nの妻において、Aが取り立てた顧問料等の振込口座をS銀行K支店のX名義の普通預金口座に変更する旨の書類を誤って作成し、この書類も併せてAに提出してしまった。
- (5) 上記変更届に基づき、Aにおいて平成7年4月に取り立てた顧問料等合計75万31円が、同月21日、S銀行K支店のX名義の普通預金口座に振り込まれた。なお、振込み前の預金残高は、1660円であった。
- (6) Xは、同月25日、借金の返済をすべく記帳したところ、預金残高が予想外に92万3253円もあり、通帳を確認すると、同月21日にAという入金される予定のない会社から入金があったことから、誤った振込みがあったことも分かったが、多額の負債を抱えていたため、誤って振り込まれた原因を追求することなく振り込まれた預金を借金の返済に充てようと考え、銀行の窓口係員に対して誤振込みがあった旨を告げずに現金88万円を引き下ろした。なお、引き下ろした現金88万円は、自己の借金の返済等で全額費消してしまった。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成15年3月12日第二小法廷決定